

1. 件名:ニュークリア・デベロップメント株式会社における核燃料物質使用変更許可申請に係る行政相談

2. 日時:令和3年6月30日(水)10:30~12:00

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、榎見主任安全審査官、

真田安全審査官、矢野安全審査官

ニュークリア・デベロップメント株式会社

安全管理部 部長 他8名

5. 要旨

(1)ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「NDC」という。)より、核燃料物質使用変更許可申請を予定している使用施設等の位置、構造及び設備に関する内容について、以下の説明があった。

○燃料ホットラボ施設における無停電電源装置は、バックアップ用を含め 2 台設置しているが、このうち使用変更許可申請書に記載していなかったバックアップ用を使用設備として追加する。

○東京電力福島第一原子力発電所における燃料デブリ及びその汚染物(以下「燃料デブリ試料」という。)の分析を既設の燃料ホットラボ施設及び燃料・化学実験施設において実施するため、これらの内容を使用の目的等に追加する。

○ウラン実験施設の非常用発電機については、予防保全のため使用を停止し、燃料ホットラボ施設及び一般施設において使用している非常用発電機を共用する。ウラン実験施設の非常用発電機は解体する。

(2)原子力規制庁から、主に以下の点を明確にした上で申請するよう伝えた。

○燃料デブリ試料の使用について、既許可の使用済燃料の使用の範囲で行うとしているが、東京電力福島第一原子力発電所から NDC までの輸送、分析に使用した燃料デブリ試料の溶液、残渣等の回収及び処分の方法のプロセスの具体について説明すること。

○使用を停止するウラン実験施設の非常用発電機について、解体撤去の方法、汚染検査の方法、廃棄物の廃棄の方法等の安全対策の方針を説明すること。

(3)NDCから、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・ニュークリア・デベロップメント(株)における核燃料物質使用変更許可申請について